

子ども・子育て支援新制度(2019年度)における利用者負担額(保育料)

2019年4月から8月までの利用者負担額(保育料)は、「2018年度(2017年分)の市町村民税額」で算定し
 2019年9月から2020年3月までの利用者負担額(保育料)は、「2019年度(2018年分)の市町村民税額」で算定します。

認定こども園、保育園、小規模保育事業に係る利用者負担額(保育料) ※2018年11月現在の案です

1号認定子ども

階層区分	利用者負担額
(1) 生活保護世帯	0円
(2-1) 市民税非課税世帯	1,500円 (0円)
(2-2) 市民税均等割課税 所得割非課税の世帯	2,200円 (0円)
(3) 市民税所得割課税 77,100円以下の世帯	8,400円 (2,200円)
(4) 市民税所得割課税 211,200円以下の世帯	15,100円
(5) 市民税所得割課税 211,201円以上の世帯	19,000円

* () 部分は、低所得者世帯(母子・父子世帯(みなし適用を含む。))、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他特に生活に困窮していると市長が認めた世帯に対する減免後の額です。

【軽減の内容】

- ・低所得者世帯(母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等)
 - 1) 世帯の市民税所得割合算額が、77,100円以下の場合、2,200円。
 - 2) 世帯の市民税所得割合算額が、77,100円以下の場合、第2子以降は無料。
- ・多子世帯に係る軽減
 - 1) 世帯の市民税所得割合算額が、77,101円未満の場合は、保育料を第2子を半額、第3子を無料とする。(年齢制限なし。)
 - ・市民税非課税世帯(2-1階層、2-2階層)の第2子以降は無料。

2号認定子ども

階層区分	利用者負担額			
	保育標準時間		保育短時間	
	3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児
(1) 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
(2) 市民税非課税世帯	5,800円 (0円)	5,800円 (0円)	5,700円 (0円)	5,700円 (0円)
(3-1) 市民税均等割課税 所得割非課税の世帯	10,200円 (4,600円)	10,200円 (4,600円)	10,000円 (4,500円)	10,000円 (4,500円)
(3-2) 市民税所得割課税 48,600円未満の世帯	14,600円 (5,800円)	14,600円 (5,800円)	14,300円 (5,700円)	14,300円 (5,700円)
(4-1 特例) 市民税所得割課税 57,700円未満の世帯	19,400円 (5,800円)	19,400円 (5,800円)	19,000円 (5,700円)	19,000円 (5,700円)
(4-1) 市民税所得割課税 73,000円未満の世帯	19,400円 (5,800円)	19,400円 (5,800円)	19,000円 (5,700円)	19,000円 (5,700円)
(4-2特例) 市民税所得割課税 77,101円未満の世帯	24,100円 (5,800円)	24,100円 (5,800円)	23,600円 (5,700円)	23,600円 (5,700円)
(4-2) 市民税所得割課税 97,000円未満の世帯	24,100円	24,100円	23,600円	23,600円
(5) 市民税所得割課税 169,000円未満の世帯	34,100円		31,000円	
(6) 市民税所得割課税 301,000円未満の世帯	35,500円	29,400円	32,200円	26,100円
(7) 市民税所得割課税 301,000円以上の世帯				

* () 部分は、低所得者世帯(母子・父子世帯(みなし適用を含む。))、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他特に生活に困窮していると市長が認めた世帯に対する減免後の額です。

【軽減の内容】

- ・低所得者世帯(母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等)
 - 1) 世帯の市民税均等割課税で市民税所得割が非課税の場合、標準時間は4,600円、短時間は4,500円。
 - 2) 世帯の市民税所得割合算額が、48,600円以上77,101円未満の場合は、標準時間は5,800円、短時間は5,700円。
 - 3) 世帯の市民税所得割合算額が、77,101円未満の場合は、第2子以降は無料。
- ・多子世帯に係る軽減
 - 1) 世帯の市民税所得割合算額が、57,700円未満の場合は、保育料を第2子を半額、第3子を無料とする。(年齢制限なし。)
 - 2) 市民税非課税世帯(2階層)の第2子以降は無料。

3号認定子ども

階層区分	利用者負担額	
	保育標準時間	保育短時間
(1) 生活保護世帯	0円	0円
(2) 市民税非課税世帯	5,900円 (0円)	5,700円 (0円)
(3-1) 市民税均等割課税 所得割非課税の世帯	10,300円 (4,650円)	10,100円 (4,550円)
(3-2) 市民税所得割課税 48,600円未満の世帯	14,700円 (5,900円)	14,400円 (5,700円)
(4-1 特例) 市民税所得割課税 57,700円未満の世帯	19,500円 (5,900円)	19,100円 (5,700円)
(4-1) 市民税所得割課税 73,000円未満の世帯	19,500円 (5,900円)	19,100円 (5,700円)
(4-2特例) 市民税所得割課税 77,101円未満の世帯	24,200円 (5,900円)	23,700円 (5,700円)
(4-2) 市民税所得割課税 97,000円未満の世帯	24,200円	23,700円
(5) 市民税所得割課税 169,000円未満の世帯	36,700円	36,000円
(6) 市民税所得割課税 301,000円未満の世帯	51,900円	51,000円
(7) 市民税所得割課税 301,000円以上の世帯	63,600円	62,500円

* () 部分は、低所得者世帯(母子・父子世帯(みなし適用を含む。))、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他特に生活に困窮していると市長が認めた世帯に対する減免後の額です。

【軽減の内容】

- ・低所得者世帯(母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等)
 - 1) 世帯の市民税均等割課税で市民税所得割が非課税の場合、標準時間は4,650円、短時間は4,550円。
 - 2) 世帯の市民税所得割合算額が、48,600円以上77,101円未満の場合は、標準時間は5,900円、短時間は5,700円。
 - 3) 世帯の市民税所得割合算額が、77,101円未満の場合は、第2子以降は無料。
- ・多子世帯に係る軽減
 - 1) 世帯の市民税所得割合算額が、57,700円未満の場合は、保育料を第2子を半額、第3子を無料とする。(年齢制限なし。)
 - 2) 市民税非課税世帯(2階層)の第2子以降は無料。

【お問い合わせ先】

日田市福祉保健部こども未来課子育て支援係
 TEL 23-3111(代表)
 22-8317(直通)